

合併処理浄化槽維持管理費補助金対象者 確認フロー

【令和7年度版】

合併処理浄化槽とは、トイレ・風呂・台所等生活排水すべてを一括して処理できる浄化槽です。

下松市に合併処理浄化槽を設置していますか？

いいえ

はい

設置場所は、公共下水道の供用開始区域（利用が可能な区域）の外ですか？

いいえ・わからない

下水道課へお問い合わせください。

はい

公共下水道に利用可能な区域となってから、1年以上経過している区域は補助対象外です。

専用住宅または延べ床面積の1/2以上が居住部分の併用住宅ですか？

いいえ

はい

10人槽以下の合併処理浄化槽ですか？

いいえ

単独処理浄化槽及び汲み取り槽は補助対象外です。合併処理浄化槽への転換をご検討ください。（設置費補助制度が利用可能です。）

はい

設置場所に居住（住民登録）していますか？

いいえ

はい

市税の滞納はありませんか？

滞納あり

滞納なし

交付申請書における申請者の同意により、税情報を確認します。

令和7年4月～令和8年3月末の間に保守点検・清掃を実施し、支払いをしていますか？

いいえ

はい

令和7年4月～令和8年3月末の間に法定検査（7条または11条）を受検していますか？

いいえ

はい

未受検の場合は、（一社）山口県浄化槽協会で法定検査を受検してください。

法定検査の検査結果は「適正」または「おおむね適正」でしたか？

いいえ

はい

不適正の場合、その理由となった事項を改善しましたか？

はい

補助対象です（令和8年3月末まで）

申請書に必要な書類を添付していただき、郵送または下水道課窓口まで提出してください

補助対象になりません

